議案第７３号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和５０年小田原市条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則第５項第３号中「第１５条第２５項第１号」を「第１５条第２４項第１号」に、「２分の１」を「３分の１」に改め、同項第４号中「第１５条第２５項第２号」を「第１５条第２４項第２号」に、「１４分の１１」を「２分の１」に改め、同項第５号中「第１５条第２５項第３号」を「第１５条第２４項第３号」に、「１２分の７」を「２分の１」に改め、同項第６号中「第１５条第２５項第４号」を「第１５条第２４項第４号」に、「３分の１」を「１２分の７」に改め、同項第７号中「第１５条第３２項」を「第１５条第３１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の附則第５項の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

３　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

地方税法が一部改正され、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、本市の固定資産税についてこれに応じた措置を講ずる等のため提案するものであります。